

議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	実施を凍結していた平成23年度人事院勧告に準拠して、給与適正化の観点に基づき平成19年4月実施の給与構造改革に伴う経過措置（現給保障額）を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
『改正内容』	
給与構造改革において実施された号給切替えに伴う経過措置額を平成26年3月31日をもって廃止する。	
【施行期日】 公布の日	
<p>『平成23年度人事院勧告の概要（関係分）』</p> <p>給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給して、平成25年4月1日に廃止</p>	